

資料編

1 武蔵村山市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 7 月 2 日
武蔵村山市条例第 28 号

武蔵村山市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、武蔵村山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること。
- (2) 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関すること。

2 前項に規定するもののほか、子ども・子育て会議は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援（以下単に「子ども・子育て支援」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げるところにより市長が委嘱する委員 12 人で組織する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2 人
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業の従事者 3 人
- (3) 教育関係者 1 人
- (4) 関係行政機関の職員 1 人
- (5) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者 3 人
- (6) 公募による市民 2 人

2 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部子ども育成課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年9月1日から施行する。

(武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 武蔵村山市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和34年村山町条例第6号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成26年3月4日条例第7号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月3日条例第8号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 武蔵村山市子ども・子育て会議委員名簿

氏名	区分	所属等	備考
◎佐々加代子	学識経験者	白梅学園大学名誉教授	
○布田 傑	学識経験者	行政職経験者	
志茂 有山	事業従事者	法人立保育園長会代表者	
乙幡 真由美	事業従事者	私立幼稚園長会代表者	
大友 健二	事業従事者	認証保育所代表者	
前川 潤	教育関係者	公立小学校長会代表者	
平見 歩	関係行政機関	小平児童相談所代表者	平成 31 年 4 月 1 日 ～
菅田 弘之	関係行政機関	小平児童相談所代表者	～ 平成 31 年 3 月 31 日
比留間 泉美	子どもの保護者	法人立保育園保護者代表者	
田島 由美	子どもの保護者	私立幼稚園保護者代表者	
大熊 志納布	子どもの保護者	学童クラブ保護者代表者	
齋藤 志保	公募市民	市民代表	
谷 治 真知代	公募市民	市民代表	

◎:会長 ○:副会長

3 諮問書

武発第2304号

武蔵村山市子ども・子育て会議

武蔵村山市子ども・子育て会議条例第2条に基づき、「第二期武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（平成32年度～平成36年度）」について、下記のとおり諮問します。

平成31年3月25日

武蔵村山市長 藤野 勝

記

本市では、子ども・子育て支援施策の推進を総合的かつ計画的に進めるため平成17年3月に「武蔵村山市次世代育成支援行動計画」を策定し、少子化対策の推進と子育て環境の向上、次代を担う子どもの育成に努めてまいりました。

その後、幼児期の学校教育及び保育並びに地域における子育て支援の推進及び質の向上を図るため、平成24年8月に子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定され、その根幹を担うものとして地域の子育て家庭の状況及び子育てニーズを把握し、地域に求められる子育て支援政策を総合的かつ計画的に行うため、子ども・子育て支援事業計画を定めることが義務付けられました。

これを受け本市は、本会議の御協力の下、「武蔵村山市次世代育成支援行動計画」を統合し「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）」を策定して子育て支援政策を進めてまいりました。

現在の計画が平成31年度に満了することから「第二期武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（平成32年度～平成36年度）」の策定を進めるため、児童福祉や教育など幅広い分野の立場から御論議いただきたく、本会議に、諮問するものです。

4 答申書

令和2年1月29日

武蔵村山市長 藤野 勝 様

武蔵村山市子ども・子育て会議
会 長 佐々加代子

武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画について（答申）

当会議では、平成31年3月25日付武発第2304号をもって諮問のあった「第二期武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画（平成32年度～平成36年度）」について、慎重に論議を重ねてきました。

論議に当たっては、平成30年11月から同年12月にかけて実施された「武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」の結果や令和元年12月に実施されたパブリックコメントでの意見も参考としながら、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く環境変化等に対応しているか、第一期計画の取組を踏まえて本市が抱える課題等が市民と共有でき、それらの課題の解決に向け、本市にふさわしい取組が計画されているか、専門的な見地及び市民としての視点で検討を進めてきました。

その結果、武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）については、本市が基本理念に掲げる「家族ぐるみ 地域ぐるみの 子育て環境づくり ～みんなで子育て、支えあい、うるおいのあるまち武蔵村山市～」の実現に向けて必要な施策・事業等が網羅されていることから、おおむね妥当であると認めました。

なお、成案化に向けては、市民に分かりやすい計画づくりという視点で、別紙の当会議からの意見を極力尊重し、計画に反映されることを要望します。

第二期計画（素案）に対する武蔵村山市子ども・子育て会議の意見

1 総論的事項

第一期計画での取組及び第二期計画に向けての課題等を明確にし、アンケート（ニーズ調査）結果等を踏まえ、計画の内容が整理されている。また、社会環境の変化などから時代の変化に応じた新規事業も掲載されている。

第二期計画に登載された施策・事業等の取組については、関連施策との整合を図りながら、着実に実行するとともに、随時、各年度の実施状況を把握・点検し、市内全域に子育て支援が行き届くよう、必要に応じて見直しを行っていただきたい。

特に、待機児童、小学生の子ども預かりについては、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化による今後の動向などを十分注視しつつ、武蔵村山市の子育て支援の量と質の充実が図られるよう、引き続き対応を行っていただきたい。

2 個別的事項

計画（素案）に対して当会議から出された個別意見を下表に整理したので、これらの意見を十分に尊重されたい。

章・節	意見概要
第2章第1節2 (3) 合計特殊出生率	東京都市部（多摩26市）の中で、武蔵村山市の合計特殊出生率が明確になるよう工夫されたい。
第2章第1節3 (3) 外国人のいる世帯	市内の外国人のいる世帯について、主な国籍が分かるよう工夫されたい。
第2章第2節 第二期計画に向けての課題	子育て支援サービスの提供体制については、量の拡大のみならず、質の担保についても留意すべきである。
第2章第2節 第二期計画に向けての課題	子育ての相談をする人がいないなど、地域で孤立化する可能性のある方への対応に留意していただきたい。
第2章第2節 第二期計画に向けての課題	幼児教育は、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育の実施と併せて、小学校への円滑な移行のための連携が重要である。
第2章第2節 第二期計画に向けての課題	交通安全や防犯に加え、地震や集中豪雨、台風など災害時に子どもを守るための取組も重要である。
第3章第1節 計画の基本理念	計画の基本理念にある「家族ぐるみ」の子育てでは、性の多様性の観点からも、男女（父母）という性別による役割分担ではなく、子どもを育てる保護者たちが共に子育てに関わっていくという視点が重要である。

章・節	意見概要
第4章第1節～第5節	各種事業のうち、重点的な取組と位置付けている事業については、その位置付けが分かるよう工夫されたい。
第4章第1節1 (2) 情報提供及び相談機能の充実	項目番号 20「子育て世代包括支援センター（ハグはぐ・むらやま）」については、子どもが生まれて半年くらいどこに相談してよいか分からなかったという方もいた。当該事業にかかわらず、支援や施策については周知に努めていただきたい。
第4章第3節1 (1) 確かな学力、豊かな心や健やかな体の育成	教育の振興に関する計画は別に策定されているが、児童・生徒の学力の向上に関する取組は重要であることから、本計画にも位置付けるべきである。
第4章第3節3 (1) 家庭教育の充実	項目番号 104「家庭教育講座」については、現状の受講率が低いことを踏まえ、魅力的で参加しようとする保護者が増えるよう検討が必要である。
第4章第3節3 (2) 地域の教育力の充実	項目番号 107「地域みんなでまちづくり会議」など、市民全体に関わる問題に学校や自治会などが参加することは好ましいことであり、貴重な取組である。見直しなどを行う場合には、慎重な検討を行っていただきたい。
第4章第4節2 (3) 災害時における子どもの安全を確保するための活動の推進	防災関係の施策、災害時における子どもの安全を確保するための活動の推進が重要な要素の一つであることから、事業を位置付けるべきである。
第4章第5節3 (1) 障害の早期発見と家庭での養育の支援	項目番号 161「保育所等訪問支援」については、子どもの個別性に配慮し、集団に適応させることのみを主眼とせず多様性を認めることにも留意していただきたい。
第4章第6節1 教育・保育提供区域の設定	教育・保育の提供状況については、認可保育所だけでなく、認証保育所（認可外保育施設）や小学生を対象とする学童クラブについても追加すべきである。
第4章第6節5 (8) 学童クラブ（放課後児童健全育成事業）	学童クラブ（放課後児童健全育成事業）については、ランドセル来館事業等を実施し、提供体制の確保を図ることとしているが、小学生の放課後の居場所づくりについては引き続き努力されたい。
全般	就学前で保育園、幼稚園等に通園していない子どもについても注視していくことが必要である。

5 武蔵村山市子ども・子育て会議開催経過

日時・場所	議 題
日時： 平成 30 年 10 月 29 日 (月) 午前 10 時 40 分から 場所： 市役所 301 会議室	第 1 回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」ニ ーズ調査の実施概要及び調査票（案）について 議題 2 その他
日時： 平成 31 年 2 月 20 日 (水) 午前 10 時から 場所： 市役所 301 会議室	第 2 回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 ニーズ調査の集計結果について（速報）につい て 議題 2 その他
日時： 平成 31 年 3 月 25 日 (月) 午前 10 時から 場所： 市役所 301 会議室	第 3 回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 平成 29 年度子ども子育て支援計画進捗状況に ついて 議題 2 ニーズ調査の集計結果について 議題 3 その他
日時： 令和元年 6 月 26 日 (水) 午前 10 時から 場所： 市役所 301 会議室	第 4 回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 平成 30 年度末における施策の進捗状況の点 検・評価について 議題 2 計画期間における児童人口推計について 議題 3 教育・保育の提供区域について 議題 4 計画骨子案について 議題 5 計画素案について
日時： 令和元年 7 月 29 日 (月) 午後 1 時 30 分から 場所： 市役所 301 会議室	第 5 回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時： 令和元年 10 月 4 日 (金) 午後 2 時から 場所： 市役所 301 会議室	第 6 回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 会長及び副会長の選任について 議題 2 計画素案について 議題 3 その他

日時・場所	議 題
日時： 令和元年11月6日（水） 午後2時から 場所： さくらホール（市民会館） 会議室	第7回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時： 令和元年11月29日（金） 午後2時から 場所： 中部地区会館 403 集会室	第8回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 計画素案について 議題 2 武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画 （素案）に対する意見公募要領（案）について 議題 3 その他
日時： 令和2年1月24日（金） 午後2時から 場所： 市役所301 会議室	第9回 武蔵村山市子ども・子育て会議 議題 1 意見公募の結果等について 議題 2 武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画 に対する答申（案）について 議題 3 その他
日時： 令和2年1月29日（水） 午前8時45分から 場所： 市公室	武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画について市長 に答申

6 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱

平成 25 年 10 月 18 日
武蔵村山市訓令（乙）第 141 号

武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会設置要綱
(設置)

第1条 本市における子ども・子育て支援（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し、具体的な作業を総合的かつ円滑に進めるため、武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 法第 27 条第 1 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 法第 43 条第 3 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 法第 61 条第 1 項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) その他子ども・子育て支援に関し必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、委員 15 人で組織する。

2 委員は、健康福祉部子ども家庭担当部長、同部高齢・障害担当部長、企画財務部企画政策課長、総務部防災安全課長、協働推進部協働推進課長、同部産業振興課長、健康福祉部地域福祉課長、同部障害福祉課長、同部子育て支援課長、同部子ども育成課児童担当課長、同部健康推進課長、教育部教育総務課長、同部教育指導課長、同部文化振興課長及び同部スポーツ振興課長の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長は健康福祉部子ども家庭担当部長の職にある委員を、副委員長は同部高齢・障害担当部長の職にある委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決すると

ころによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども育成課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則 (平成26年10月17日訓令(乙)第165号)

この要綱は、平成26年10月17日から施行する。

附 則 (平成27年3月13日訓令(乙)第19号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年5月29日訓令(乙)第7号)

この要綱は、令和元年5月29日から施行する。

7 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会委員名簿

氏名	職名	備考
◎神山 幸男	健康福祉部子ども家庭担当部長	令和元年11月1日～
◎鈴木 浩	健康福祉部子ども家庭担当部長	～令和元年10月31日
○登坂 正美	健康福祉部高齢・障害担当部長	
	健康福祉部高齢・障害担当部長 (健康福祉部障害福祉課長事務取扱)	平成31年3月1日 ～平成31年3月31日
鈴木 義雄	企画財務部企画政策課長	
外園 元紀	総務部防災安全課長	令和元年5月29日～
増田 宗之	協働推進部協働推進課長	
古川 敦司	協働推進部産業振興課長	令和元年5月29日～
小延 明子	健康福祉部地域福祉課長	令和元年11月1日～
神山 幸男	健康福祉部地域福祉課長	～令和元年10月31日
阿部 淳一	健康福祉部障害福祉課長	平成31年4月1日～
新保 晃治	健康福祉部障害福祉課長	～平成31年2月28日
木村 朋子	健康福祉部子育て支援課長	令和元年5月29日～
高橋 一磨	健康福祉部子ども育成課児童担当課長	平成31年4月1日～
長谷 慶一	健康福祉部子ども育成課児童担当課長	～平成31年3月31日
中野 育三	健康福祉部健康推進課長	
井上 幸三	教育部教育総務課長	

◎:委員長 ○:副委員長

氏名	職名	備考
高橋良友	教育部学校教育担当部長 (教育部教育指導課長事務取扱)	令和元年5月29日～
中村顕治	教育部文化振興課長	平成31年4月1日～
宮沢聖和	教育部文化振興課長	～平成31年3月31日
前原光智	教育部スポーツ振興課長	令和元年5月29日～

8 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会開催経過

日時・場所	議 題
日時： 平成30年10月22日(月) 午前10時から 場所： 中部地区会館403集会室	第1回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 「武蔵村山市子ども・子育て支援事業計画」ニーズ調査の実施概要及び調査票(案)について 議題 2 その他
日時： 平成31年2月15日(金) 午後1時30分から 場所： さくらホール(市民会館)集会室	第2回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 ニーズ調査の集計結果について(速報)について 議題 2 その他
日時： 平成31年3月18日(月) 午後3時30分から 場所： 中部地区会館403集会室	第3回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 平成29年度子ども子育て支援計画進捗状況について 議題 2 ニーズ調査の集計結果について 議題 3 その他
日時： 令和元年6月4日(火) 午後2時から 場所： さくらホール(市民会館)集会室	第4回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画策定方針等について 議題 2 計画期間における児童人口推計について 議題 3 教育・保育の提供区域について 議題 4 計画骨子案について 議題 5 計画素案について 議題 6 次回の会議日程について
日時： 令和元年7月3日(水) 午後1時30分から 場所： さくらホール(市民会館)研修室	第5回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他

日時・場所	議 題
日時： 令和元年9月6日（金） 午後1時30分から 場所： 市役所 301 会議室	第6回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時： 令和元年10月16日（水） 午後1時30分から 場所： 市役所 301 会議室	第7回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 その他
日時： 令和元年11月15日（金） 午前9時30分から 場所： 中部地区会館 401 大集会室	第8回 武蔵村山市子ども・子育て支援事業検討委員会 議題 1 計画素案について 議題 2 武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画 （素案）に対する意見公募要領(案)について 議題 3 その他

9 計画策定に向けた市民参加

(1) 武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査

- ・調査対象 就学前児童（0～5歳）1,000名及び小学生（1～6年生）1,000名を無作為に抽出し、その保護者を対象に実施
- ・調査方法 郵送配布・郵送回収
- ・調査期間 平成30年11月20日（火）から同年12月11日（火）まで
- ・回収結果 就学前児童（0～5歳）の保護者 回収数451票 回収率45.1%
小学生（1～6年生）の保護者 回収数471票 回収率47.1%

(2) パブリックコメント（意見公募）

武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）について

- ・意見募集期間 令和元年12月12日（木）から令和2年1月11日（土）まで
- ・意見の件数 4件

10 用語解説

あ行

育児休業制度

労働者が、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより育児休業をすることができる制度のこと。

育児休業は原則として子が1歳に達する日（父母が共に育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達する日（パパ・ママ育休プラス））までだが、育児・介護休業法に基づき、保育所等に入所できない場合に限り、子が1歳6か月まで（再延長で2歳まで）延長することができる。

一時預かり

家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行うもの。

医療的ケア児

生活する中で、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

か行

家庭的保育

地域型保育事業の一つ。家庭的な雰囲気の下で、少人数（定員5人以下）を対象として、家庭的保育者の居宅その他の場所において行う保育のこと。

合計特殊出生率

「15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの」で、1人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

子育てサークル

情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的集まる子育て家庭の親からなるグループのこと。

子育て世代包括支援センター

母子保健法上の名称は「母子健康包括支援センター」。主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）で規定されたもので、本市では「ハグはぐ・むらやま」が該当する。

子育てセンター

子ども家庭支援センターと連携を図り、地域の子育て家庭（これから子育てを始める家庭を含む。）を支援するため、保育所の子育てに関する経験、知識等を活用し、子育てについての相談等を行うもの。

子ども家庭支援センター

子どもと子育て家庭の支援に関する総合相談、在宅サービスの提供などを行う子ども家庭総合支援拠点のこと。

子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する、市町村が条例で設置する「審議会その他の合議制の機関」のこと。

子ども・子育て関連 3 法

待機児童の解消や幼児教育・保育の充実を主な目的として、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度を実施するための「子ども・子育て支援法」を核とした 3 つの法を指す。

- ①「子ども・子育て支援法」（平成 24 年法律第 65 号）
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成 24 年法律第 66 号）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（平成 24 年法律第 67 号）

子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のこと。「子育てについての第一義的責任は保護者が持つ」という考え方を基本に、その上で、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に進めることを目指す。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会（保護者や地域の方等の意向を学校運営に反映させる学校内の協議会）を設置した学校のこと。

さ行

施設型給付

子ども・子育て支援新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。都道府県が認可し市町村が確認した施設に対して、国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付する。

施設等利用給付

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や預かり保育事業、認可外保育施設等のうち、都道府県が認可し市町村が確認した施設等を利用する子どもの保護者に対する給付制度。令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化に係る施設等利用費を支給する。

小規模保育

地域型保育事業の一つ。主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、少人数(定員6人～19人)を対象として行う保育のこと。

ショートステイ

保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合に施設等において、有料又は無料で7日以内の範囲で預かる事業のこと。

た行

地域型保育給付

小規模な保育施設である地域型保育に対する財政措置。家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して、国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付する。

地域型保育事業

少人数の単位で、主に3歳未満の乳児・幼児を預かる事業のことで、家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の4つがある。

地域子育て支援拠点

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流促進や育児相談、園庭開放、情報提供等を実施する。

地域未来塾

市内の小・中学校で、地域住民などの協力により、基礎学力の向上及び学習習慣の定着に向けた学習支援を実施する事業のこと。

特定教育・保育施設

区市町村長が、施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。

トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により平日の夜間等に不在となり家庭において児童を養育することが困難な場合等に、有料又は無料で保育所等において預かる事業のこと。

な行

入院助産

入院して分べんする必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦に対して、分べんの介助、前後の処置及び看護費用について援助する事業のこと。

乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業のこと。

認証保育所

東京都独自の認証基準を満たし、東京都が認証した認可外保育施設のこと。

認定こども園

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県知事から認定を受けている、教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所の機能や特性を併せ持っている。

は行

病児保育

病気の治療・回復期にあり、まだ集団生活が困難な子どもについて、医療機関等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業のこと。

ファミリー・サポート・センター

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する人（本市ではファミリー会員と呼ぶ。）と援助を行うことを希望する人（本市ではサポート会員と呼ぶ。）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業のこと。

放課後子供教室

放課後に子どもたちの居場所をつくるため、その学校に通学する子どもを対象に、校庭や教室を開放し、地域住民の協力によってスポーツや文化活動を実施する事業のこと。

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業。本市においては「学童クラブ」という名称で実施しており、事業の利用には育成料が必要となる。

や行

ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍の違い、老若男女といった差異、障害、能力のいかんを問わず利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

養育家庭制度

様々な事情で親と一緒に暮らすことのできない0歳から18歳までの子どもを、養子縁組を目的にせず一定期間家庭に迎え入れて養育する制度のこと。東京都ではこの養育家庭のことを「ほっとファミリー」という愛称で呼んでいる。

幼児教育・保育の無償化

令和元年10月から開始された。幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無償になる。幼稚園、保育所、認定こども園などに加え、地域型保育も同様に無償化の対象とされる。

ら行

ランドセル来館

本市では、学童クラブへの入所申請に際し、学童クラブの定員に余裕がないため入所を保留とされた児童に、安全で安心な居場所を確保することを目的に、児童館の事業の一環として実施している。学校から帰宅せずランドセルを背負ったまま、直接児童館に行くことができる。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

働く全ての人々が「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動など「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

武蔵村山市第二期子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

発行年月：令和2年3月

発 行：武蔵村山市

編 集：武蔵村山市健康福祉部子ども育成課

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1

TEL 042-565-1111 (代表)



武蔵村山市